

表 13-1 厚生労働省の政策評価に関する計画の策定状況

	生力側省の以東評価	に関する計画の策定状況
基本計画の	厚生労働省における	政策評価に関する基本計画(第2期)(平成19年3月30日決定)
名称	平成19年9月28日一部	变更 平成20年3月31日一部変更 平成21年3月31日一部変更
	平成22年3月31日一部	变更
基本計画の	1 計画期間	○ 平成 19 年度から 23 年度までの 5 年間
主な規定内	2 事前評価の対	
容	象等	○ 事前評価の対象とする政策は、次のとおりとする。
	23. 13	(1) 法第9条に規定する政策
		(2) 予算要求又は財政投融資資金要求を伴う新たな政策であ
		って、重点的な施策とするもの又は10億円以上の費用を要す
		ることが見込まれるもの(政策の決定を伴わないもの、政策
		効果の把握の手法等の段階的な調査、研究及び開発が必要な
		もの及び補償的な費用であり、効率性、有効性などの政策評 価の観点になじまないものを除く。)
		(3) 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」に基づき事前評
		価の対象とすることとされた研究開発
	3 事後評価の対	○ 事後評価の対象とする政策は、次のとおりとする。
	象等	(1) 政策体系に基づき対象とする政策
	3/4	前年度の実施計画の評価予定表において事後評価の対象と
		することを予定しているものに加え、以下のアからウまでに
		該当する場合は原則として事後評価の対象とする。なお、イ
		に該当する場合は、重点評価課題として、重点的に評価する
		こととする。
		ア 政策の特性に応じて定期的な見直しを行う場合
		イ 次のいずれかに該当し、かつ、当該年度において、評価を 実施することが適切であると認められる場合
		a 施政方針演説等で示された内閣としての重要政策
		b 厚生労働省の主要な制度の新設・改定等
		ウ 指標のモニタリング結果や推移により必要が生じた場合
		(2) 研究開発
		「国の研究開発評価に関する大綱的指針」に基づき事後評
		価の対象とすることとされたもの
		(3) 個々の公共事業
		「水道施設整備事業の評価の実施について」で定めるところにより事後評価の対象とすることとしたもの
		(4) 事前評価を実施した政策
		・ 事前評価の実施後、一定期間が経過したもの
		・ 事前評価の際に設定した評価指標のモニタリング結果や
		推移、政策効果の発現時期を参考にして必要が生じたもの
		(5) 法第7条第2項第2号に規定する政策
		(6) 「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基
		本方針」に基づき定める成果重視事業
		(7) 租税特別措置等(法人税、法人住民税及び法人事業税) (8) (1)から(7)までのほか、閣議決定等の内閣の基本方針に基
		(8) (1)がら(7)までのほか、阁議伏足寺の内阁の基本方針に基してき、政策評価を実施することとされているもの
		(9) その他その政策が国民生活又は社会経済に相当程度の影響
		を及ぼすと認められるもの
		○ 事後評価は、上記(1)(ウを除く)の場合については実績評価
		又は総合評価方式、(1)ウ、(5)、(7)、(8)及び(9)の場合につい
		ては事業評価、実績評価又は総合評価方式、(2)、(3)、(4)及び
	,	(6)の場合については事業評価方式を基本とする。
	4 政策評価の結	○ 担当部局等は、評価結果を、新たな政策の企画立案(組織・定
	果の政策への反	員要求、予算要求、税制改正要望等を含む)、既存の政策の見直
	映	し・改善に反映させるための情報として活用する。 ○ 査定課は、担当部局等から提出された評価書等を政策の採択等
		○ 具に味は、ユニコロルワリテル゚ウルヒ川ᢗイレハニ計   青寺と以界♡抹扒寺

実施計画の	○ 政策 め、関 ともに ○ 担当 いて、 況を取 ○ 政策 ② 政策 ○ の窓口の整備 ○ の窓口の整備 ○ 切な対	限として活用する。 優評価官室は、政策評価と予算・決算等の連携を強化するた 連する閣議決定等の趣旨を踏まえ必要な取組を推進すると 人担当部局及び査定課と緊密な連携を図る。 協部局等は、毎年度一回、評価結果の政策への反映状況につ 政策評価官室に報告し、政策評価官室は、それらの反映状 なりまとめた後、速やかに公表する。 優評価に関する外部からの意見等については、厚生労働省ホ ページ等において、広く受け付ける。政策評価官室は、外部 の意見に対して、担当部局等と調整の上、回答を行うなど適 対応に努めるものとする。 の実施に関する計画(平成22年度)(平成22年3月31
名を主容の内である。	日決定)  1 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようと項第1号に区分されるもの)及び評価の方式  2 未着手・未了(法第7条第2項第2号イ及び評価の方式  3 その他の政策(法第7条第2項第3号に区分されるもの)	<ul> <li>○ 実績評価:32の施策目標(11の施策目標については、重点評価課題として評価を実施。)</li> <li>※ 実績評価方式による事後評価を実施しない施策目標については、評価指標のモニタリングを実施し、その結果を公表する。</li> <li>○ 総合評価:5政策</li> <li>○ 事業評価:事前評価の実施後、一定期間が経過した26の事業及び6の成果重視事業</li> <li>○ 未着手:該当なし</li> <li>○ 未了:個々の公共事業であって、「水道施設整備事業評価実施要領」で定めるところにより事後評価の対象とすることとしたもの</li> <li>○ 以下に掲げる政策について、実績評価方式、総合評価方式又は事業評価方式により実施。</li> <li>(1) 施策中目標のうち、指標のモニタリング結果により評価の必要が生じたもの</li> <li>(2) 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」に基づき、総合科学技術会議において事後評価の対象とすることとされた研究開発</li> <li>(3) 個々の公共事業であって、「水道施設整備事業評価実施要領」で定めるところにより事後評価の対象とすることとしたもの</li> <li>(4) 事前評価を実施した政策のうち、本計画の計画期間内において事前評価の際に設定した評価指標のモニタリング結果や推移、政策効果の発現時期を参考にして評価の必要が生じたもの</li> <li>(5) その他国民生活又は社会経済に相当程度の影響</li> </ul>

表13-2 厚生労働省における政策評価の実施状況等の概要(総括表)

		方側目にありる以来 		いんせく	7城女(他们女) I	
政策評価の 象としよう した政策の 分	ع ز	評価実施件数	政策評価の の内訳別件		政策評価の結果の政策への 反映状況の内訳別件数	
事前評価		事業評価方式:11件 (新規事業等) 〔表13-3-ア〕	事業の政策 効果が有効 であるれたと められたた め予算要	11	評価結果を踏まえ、評価対象事業(施策)を実施することとした(実施することを予定)	11
			を行う		概算要求に反映	11
		事業評価方式:47件(個別公共事業)	新規採択が 妥当である	47	評価結果を踏まえ、新規に実施することとした   概算要求に反映	47
		〔表13-3-7〕			W-2-7-2-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1	
		事業評価方式:28件(研究開発)	新規採択が 妥当である	28	評価結果を踏まえ、新規に実施することとした	28
		〔表13-3-ウ〕			概算要求に反映	28
		事業評価方式:11件 (規制) 〔表13-3-エ〕	規制の新設 又は改廃が 妥当である	11	評価結果を踏まえ、法令改正により、 規制の新設又は改廃を行うこととし た(行うことを予定)	11
		事業評価方式: 28件 (租税特別措置等) [表13-3-才]	妥当である	28	評価結果を踏まえ、評価対象の措置に ついて、税制改正要望を行った	28
事実施計後期間内	の	実績評価方式: 32件 〔表13-3-カ〕	廃止	1	1 評価結果を踏まえ、これまでの取 組を引き続き進めた(進める予定) 【引き続き推進】	7
┃評┃評価対 ┃価┃政策	家		見直しの上	5	概算要求に反映	7
│ 価 │ 政策 │	色21百		増額		機構・定員要求に反映	1
第1号)	,,				機構要求に反映	0
			見直しの上	9	定員要求に反映	1
			現状維持		2 評価結果を踏まえ、評価対象政策 の改善・見直しを行った(すること とした又はする予定)	25
			見直しの上   減額	12	【改善・見直し】	
			***************************************		概算要求に反映	25
			日本しませ	_	機構・定員要求に反映 機構要求に反映	$\frac{4}{0}$
			見直しをせ ず、現状維	5		4
			9、		政策の重点化等	25
		事業評価方式:23件 (継続事業) 〔表13-3-キ〕	 継続が妥当 である	20	1 評価結果を踏まえ、これまでの取 組を引き続き進めた(進める予定) 【引き続き推進】	16
		(2010 0 9)			概算要求に反映	16
					2 評価結果を踏まえ、評価対象政策	2
					の改善・見直しを行った(すること とした又はする予定) 【改善・見直し】	
					概算要求に反映	2
					政策の重点化等	2
			とりやめが	1	3 評価結果を踏まえ、当該政策を廃	4
			妥当である		止、休止又は中止した(廃止、休止 又は中止する予定) 【廃止、休止、中止】	
			実施した事 業は妥当	2	4 評価結果を踏まえ、今後も同様の 施策に反映させる	1

政策評価の対 象としようと した政策の区 分	評価実施件数	政策評価のの内訳別件		政策評価の結果の政策への 反映状況の内訳別件数	
	<b>事業評価方式:6件</b> (成果重視事業) 〔表13-3-2〕	目標の達成 に向けて取 組を進める	3	1 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた(進める予定) 【引き続き推進】 概算要求に反映	3
		実施した事業は妥当	3	2 評価結果を踏まえ、今後も同様の施策に反映させる	3
	総合評価方式: 3件 〔表13-3-ケ〕	_	3	1 評価結果を踏まえ、評価対象政策 の改善・見直しを行った(すること とした又はする予定) 【改善・見直し】	2
		404 A+ 18 T 14		2 評価結果を踏まえ、今後も同様の施策に反映させる	1
	事業評価方式: 2件 (租税特別措置等) 〔表13-3-コ〕	継続が妥当 である	2	評価結果を踏まえ、評価対象の施策に つき、引き続き当該措置が必要である 【引き続き推進】	2
未着手 (法第7条第2項 第2号イ)	該当する政策なし	_	1	_	_
未了 (法第7条第2項 第2号ロ)	事業評価方式:54件 (個別公共事業(再評 価))	継続が妥当である	50	1 評価結果を踏まえ、これまでの取 組を引き続き進めた(進める予定) 【引き続き推進】	50
	〔表13-3-サ〕	見直しが妥 当である	1	2 評価結果を踏まえ、当該政策の一 部を中止した(中止する予定) 【改善・見直し】	1
		休止又は中 止が妥当で ある	3	3 評価結果を踏まえ、当該政策を廃止・休止又は中止した(廃止、休止 又は中止する予定) 【廃止、休止、中止】	3
その他の 政策 (法第7条第2項 第3号)	事業評価方式:12件 (個別公共事業(再評 (価)) (表13-3-サ)	継続が妥当である	11	1 評価結果を踏まえ、これまでの 取組を引き続き進めた(進める予 定) 【引き続き推進】	11
7,100 07	(3,10 0 7)	休止又は中 止が妥当で ある	1	2 評価結果を踏まえ、当該政策を廃止・休止・中止した(廃止、休止又は中止する予定) 【廃止、休止、中止】	1
	事業評価方式:583 件 (個別研究開発課題) 〔表13-3-シ〕	行政課題の 解決に貢献 している	583	今後同種の政策の企画立案や次期研 究開発課題の実施に際し反映する予 定である	583

- (注) 1 個別公共事業(再評価)のうち、法令により政策評価が義務付けられているものについては、法第7条第2項第2号ロに該当するものとして、「未了」欄に、また、厚生労働省が自主的に取り組んでいるものについては、「その他の政策」欄に、それぞれ掲載している。
  - 2 「厚生労働省における事後評価の実施に関する計画(平成22年度)」では、5政策について総合 評価方式により評価することとしていたが、評価に遅れが生じている政策等を除いた3事業につい て評価を実施している。
  - 3 「厚生労働省における事後評価の実施に関する計画(平成22年度)」では、事前評価の実施後、一定期間が経過した26事業を評価することとしていたが、平成22年度以前に事業が終了したことにより、3事業を除いた23事業について評価を実施している。

#### 表 13-3 厚生労働省における評価対象政策の一覧

## 1 事前評価

(1) 「厚生労働省における政策評価に関する基本計画(第2期)」に基づき、平成23年度予算概算要求を伴う新たな政策(事業)のうち、11の政策を対象として評価を実施し、その結果を平成22年8月31日及び9月30日に「平成22年度事業評価書(事前)」として公表。

表 13-3-ア 新規個別事業等を対象として事前評価した政策

No.	評 価 対 象 政 策
1	「国民の安心を守る肝炎対策強化推進」事業(新規)
2	子宮頸がん予防対策強化事業
3	働く世代への大腸がん検診推進事業
4	「職場における受動喫煙防止対策」事業(新規)
5	「職場におけるメンタルヘルス対策の促進」事業(一部新規)
6	就職活動準備事業(新規)
7	「実践的な職業能力開発支援の実施」事業
8	両立支援に関する雇用管理改善事業(新規)
9	「地域医療支援センター(仮称)運営支援」事業(新規)
10	「チーム医療実証」事業(新規)
11	医療情報データベース基盤整備事業

- (注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu news/s-news/43624 2.html)の表13-4-(1)参照。
- (2) 新規採択を要求している公共事業の47の実施地区を対象として事業評価(事前評価)を実施し、その結果を平成22年6月24日に「個別公共事業の評価書」として公表。

#### 表 13-3-イ 個別公共事業を対象として事前評価した政策

No.	評 価 対 象 政 策
1	簡易水道等施設整備事業(16(3)地区)
2	水道水源開発等施設整備事業(31(12)地区)

- (注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu\_news/s-news/43624\_2.html)の表 13-4-(2)参照。
  - 2 本表の地区数のうち、() 内は、平成21年度予算に係る事前評価の対象地区数であり内数。
- (3) 平成23年度予算概算要求を行う28の研究開発を対象として評価を実施し、その結果を平成23年1月12日に「厚生労働省の平成23年度研究事業に関する評価(概算要求前の評価)」として公表。

#### 表 13-3-ウ 個別研究開発を対象として事前評価した政策

No.	評 価 対 象 政 策
1	厚生労働科学研究費補助金による研究事業 (27 事業)
2	基礎研究推進事業費 (1事業)

- (注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu\_news/s-news/43624\_2.html)の表13-4-(3)参照。
- (4)以下の10の規制を対象として評価を実施し、その結果を平成22年4月16日、6月24日、

10月27日、11月10日、12月8日、23年1月20日、2月7日及び3月24日に「規制影響分析書」として公表。

## 表 13-3-エ 規制を対象として事前評価した政策

No.	評 価 対 象 政 策
4	医薬品に関する広告制限の対象の追加(結腸・直腸がん治療薬「パニツムマブ」及びその製剤に
ı	ついて)
2	医薬品に関する広告制限の対象の追加(多発性骨髄腫治療薬「レナリドミド」及びその製剤につ
	いて)
3	医薬品に関する広告制限の対象の追加(リンパ腫治療薬「ベンダムスチン」、その塩類及びそれ
	らの製剤について)
4	「酸化プロピレン等に係る労働者の健康障害防止対策のための規制強化」について
5	「石綿に係る労働者の健康障害防止対策のための規制強化」について
6	「毒物及び劇物指定令の改正(劇物の指定及び指定除外)」について(2件)
7	「毒物及び劇物取締法施行令の改正」について
8	医薬品に関する広告制限の対象の追加(骨髄異形成症候群治療薬「アザシチジン」及びその製剤
٥	について)
9	「認定職業訓練の認定制度の創設等」について
10	「有料老人ホーム等における前払金の返還に関する利用者保護」について

- (注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu\_news/s-news/43624\_2.html)の表 13-4-(4)参照。
  - 2 表中の()の件数は、評価対象とした規制の新設又は改廃に係る政策において、発生する効果と負担の関係を分析するのに適した評価の単位を計上。
- (5)租税特別措置等に係る28政策を対象として評価を実施し、その結果を平成22年8月31日、 9月30日及び23年3月31日に「租税特別措置等に係る政策の事前評価書」として公表。

## 表 13-3-オ 租税特別措置等を対象として事前評価した政策

No.	評 価 対 象 政 策
1	事業基盤強化設備に係る特別償却制度等の適用期限の延長
2	生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の貸倒引当金の特例措置の適用期限の延長
3	生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の留保所得に係る特別控除制度の適用期限の延長
4	事業基盤強化設備に係る特別償却制度等の適用期限の延長
5	生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の貸倒引当金の特例措置の適用期限の延長
6	生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の留保所得に係る特別控除制度の適用期限の延長
7	産業活力再生特別措置法に係る税制上の特例措置の拡充
8	試験研究費の総額に関する税額控除制度の拡充
9	グリーン投資減税
10	サービス付き高齢者住宅(仮称)供給促進税制
11	医業継続に係る相続税・譲与税の納税猶予等の特例措置
12	医療安全に資する医療機器等の導入に係る特別償却制度の適用期限の延長
13	医療用機器に係る特別償却制度の適用期限の延長
14	事業主が存在しない等の理由によって企業年金等に移行できない適格退職年金に関する税制優
'-	遇措置の継続
15	共同利用施設の特別償却制度の延長
16	公害防止用設備の特別償却制度の延長
17	企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃
18	障害者を多数雇用する事業所に係る税制上の特例措置
19	譲渡所得に係る特別控除の特例の障害者通所サービス等への範囲の拡充
20	新型インフルエンザ対策に係る医療提供体制整備促進税制の延長
21	地震防災対策用資産の取得に関する特例措置(所得税・法人税)
22	中小企業等基盤強化税制(中小企業情報基盤強化税制)の延長
23	産業活力再生特別措置法に係る税制上の特例措置の延長

24	平成12年度医療法改正による改正後の構造設備基準に適合した病院等への建替えに係る特別償却制度の適用期限の延長
25	療養病床の転換に係る特別償却制度
26	中小企業等基盤強化税制(教育訓練費)
27	「重度障害者等施設設置等助成金(仮称)」の創設に伴う税制上の所要の措置
28	新たた次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築のための穏制上の所要の措置

<sup>(</sup>注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu\_news/s-news/43624\_2.html)の表 13-4-(5)参照。

#### 2 事後評価

(1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、特定年度に評価を実施。 実績評価方式を用いて、「厚生労働省における政策評価に関する基本計画(第2期)」及び 「厚生労働省における事後評価の実施に関する計画(平成22年度)」に基づき、32の施策目 標について評価を実施し、その結果を平成22年8月31日に「平成22年度実績評価書(平成 21年度の実績の評価)」として公表。

表 13-3-カ 実績評価方式により事後評価した政策

No.	評 価 対 象 政 策	評価結果の反映状況
1	「日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備 すること」について	改善・見直し
2	「総合的な医療安全確保対策の推進を図ること」について	引き続き推進
3	「政策医療を向上・均てん化させること」について	改善・見直し
4	「感染症の発生・まん延の防止を図ること」について	改善・見直し
5	「適正な移植医療を推進すること」について	改善・見直し
6	「医薬品等の品質確保の徹底を図るとともに、医薬品等の安全対策等を推進すること」について	改善・見直し
7	「健康な献血者の確保を図り、血液製剤の国内自給、使用適正化を推進し、 安全性の向上を図ること」について	改善・見直し
8	「希少疾病ワクチン・抗毒素の国家備蓄を行うとともに、各種ワクチンの需要に応じた安定供給を図ること」について	引き続き推進
9	「新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること」について	改善・見直し
10	「適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること」について	引き続き推進
11	「健康危機管理に関すること」について	引き続き推進
12	「労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場 づくりを推進すること」について	改善・見直し
13	「被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること」について	改善・見直し
14	「豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること」について	引き続き推進
15	「労使関係が将来にわたり安定的に推移するよう集団的労使関係のルール の確立及び普及等を図るとともに集団的労使紛争の迅速かつ適切な解決を 図ること」について	改善・見直し
16	「労働保険適用促進及び労働保険料等の適正徴収を図ること」について	改善・見直し
17	「公共職業安定機関等における需給調整機能の強化及び労働者派遣事業等 の適正な運営を確保すること」について	改善・見直し
18	「地域、中小企業、産業の特性に応じ、雇用の創出及び雇用の安定を図ること」について	改善・見直し
19	「高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること」について	改善・見直し
20	「雇用保険制度の安定的かつ適正な運営及び求職活動を容易にするための 保障等を図ること」について	引き続き推進

21	「若年者等に対して段階に応じた職業キャリア支援を講ずること」について	改善・見直し
22	「福祉から自立へ向けた職業キャリア形成の支援等をすること」について	改善・見直し
23	「男女労働者が多様な個性や能力を発揮でき、かつ仕事と家庭の両立ができる雇用環境及び多様な就業ニーズに対応した就業環境を整備すること」について	改善・見直し
24	「母子家庭の母等の自立のための総合的な支援を図ること」について	改善・見直し
25	「地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上 を図ること」について	改善・見直し
26	「災害に際し応急的な支援を実施すること」について	引き続き推進
27	「旧陸海軍に関する人事資料を適切に整備保管すること及び旧陸海軍に関 する恩給請求書を適切に進達すること」について	改善・見直し
28	「障害のある人も障害のない人も地域でともに生活し、活動する社会づくり を推進すること」について	改善・見直し
29	「企業年金等の健全な育成を図ること」について	改善・見直し
30	「企業年金等の適正な運営を図ること」について	改善・見直し
31	「二国間等の国際協力を推進すること」について	改善・見直し
32	「国立試験研究機関の適正かつ効果的な運営を確保すること」について	改善・見直し

<sup>(</sup>注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu\_news/s-news/43624\_2.html)の表13-4-(6)参照。

(2) 事業評価方式を用いて、平成 18 年度に事業評価(事前評価)を実施した 19 年度予算概算 要求に係る新規事業のうち、22 年度における継続事業 23 事業を対象として評価を実施し、 その結果を平成 22 年 8 月 31 日に「平成 22 年度事業評価書(事後)」として公表。

表 13-3-キ 事業評価方式により事後評価した政策

No.	評 価 対 象 政 策	評価結果の反映状況
1	在宅緩和ケア対策推進事業	廃止、休止、中止
2	へき地巡回診療へリ運営事業	改善・見直し
3	小児救急電話相談事業	引き続き推進
4	医療情報システムの相互運用性確保のための対向試験ツール開発事業	引き続き推進
5	医療情報システムのための医療知識基盤データベース研究開発事業	引き続き推進
6	病原体等管理体制整備事業	引き続き推進
7	がん検診実施体制強化モデル事業	_
8	マンモグラフィ検診従事者研修事業	引き続き推進
9	過重労働による健康障害防止のための自主的改善対策事業	廃止、休止、中止
10	ハローワークにおける正社員就職増大対策の推進	廃止、休止、中止
11	マザーズハローワーク事業	引き続き推進
12	「70 歳まで働ける企業」推進プロジェクト	引き続き推進
13	ジョブカフェ等によるきめ細やかな就職支援	引き続き推進
14	若年コミュニケーション能力要支援者就職プログラムの実施事業	引き続き推進
15	「関係機関のチーム支援による福祉的就労から一般雇用への移行の促進」事業	引き続き推進
16	年長フリーター等に対する「再チャレンジコース」の開発・実施について	廃止、休止、中止
17	短時間労働者均衡待遇推進等助成金事業	改善・見直し
18	育児・介護雇用安定等助成金 (両立支援レベルアップ助成金)	引き続き推進
19	養育費相談支援センター事業	引き続き推進
20	生活福祉資金(要保護世帯向け不動産担保型)貸付制度	引き続き推進
21	工賃倍増計画支援事業費補助金	引き続き推進
22	発達障害者支援開発事業	引き続き推進
23	要介護認定適正化事業	引き続き推進

(注)1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ

(http://www.soumu.go.jp/menu\_news/s-news/43624\_2.html)の表 13-4-(7)参照。 2 No.7は、事業終了後の評価を実施したものである。

(3) 事業評価方式を用いて、「厚生労働省における政策評価に関する基本計画(第2期)」及び「厚生労働省における事後評価の実施に関する計画(平成22年度)」に基づき、6つの成果 重視事業を対象として評価を実施し、その結果を平成22年8月31日及び23年3月31日に 「平成22年度成果重視事業評価書」として公表。

表 13-3-ク 事業評価方式により事後評価した政策(成果重視事業)

No.	評 価 対 象 政 策	評価結果の反映状況
1	厚生労働省ネットワーク(共通システム)最適化事業	引き続き推進
2	社会保険業務の業務・システム最適化事業	引き続き推進
3	職業安定行政関係業務の業務・システム最適化事業	
4	労災保険給付業務の業務・システム最適化事業	_
5	監督・安全衛生等業務の業務・システム最適化事業	
6	労働保険適用徴収業務の業務・システム最適化事業	引き続き推進

<sup>(</sup>注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu\_news/s-news/43624\_2.html)の表13-4-(8)参照。

(4)総合評価方式を用いて、「厚生労働省における政策評価に関する基本計画(第2期)」及び「厚生労働省における事後評価の実施に関する計画(平成22年度)」に基づき、3政策について評価を実施し、平成23年3月31日に「総合評価書」として公表。

表 13-3-ケ 総合評価方式により事後評価した政策

No.	評 価 対 象 政 策	評価結果の反映状況
1	新型インフルエンザ対策	改善・見直し
2	「子ども・子育て応援プラン」	_
3	介護保険制度	改善・見直し

<sup>(</sup>注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu\_news/s-news/43624\_2.html)の表13-4-(9)参照。

(5) 租税特別措置等に係る2施策を対象として評価を実施し、その結果を平成22年8月31日 及び9月30日に「租税特別措置等に係る政策の事後評価書」として公表。

表 13-3-コ 租税特別措置等を対象として事後評価した政策

No.	評 価 対 象 政 策	評価結果の反映状況
1	社会保険診療報酬の所得計算の特例	引き続き推進
2	保険会社等の異常危険準備金	引き続き推進

<sup>(</sup>注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu\_news/s-news/43624\_2.html)の表13-4-(10)参照。

(6) 事業評価方式を用いて、事業採択後原則5年を経過した公共事業の66 実施地区を対象として再評価を実施し、その結果を平成22年6月24日に「個別公共事業の評価書」として公表。

#### 表 13-3-サ 事業評価方式により事後評価した政策(公共事業の再評価)

No.	評 価 対 象 政 策	評価結果の反映状況
-----	-------------	-----------

1	簡易水道等施設整備事業 (13 地区)	引き続き推進 (13 地区)
2	水道水源開発等施設整備事業(53(2)地区)	引き続き推進 (48(1)地区) 改善・見直し (1地区) 廃止、休止、中止 (4(1)地区)

- (注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu\_news/s-news/43624\_2.html)の表13-4-(11)参照。
  - 2 本表の地区数のうち、( )内は、平成21年度予算に係る再評価の対象地区数であり内数。
- (7) 事業評価方式を用いて、平成 21 年度に終了した 583 研究課題を対象として評価を実施し、 その結果を平成 23 年 1 月 12 日に「厚生労働科学研究費補助金の成果に関する評価」として 公表。

表 13-3-シ 事業評価方式により事後評価した政策(終了後の個別研究開発課題)

No.			評 価 対 象 政 策
1	т	行政政策研究分野	行政政策(23 課題)
2	1	11 政政界研充分對	厚生労働科学特別研究(17 課題)
3	П	厚生科学基盤研究分野	先端的基盤開発(46 課題)
4	п	序生件于基盤切允力封	臨床応用基盤(30課題)
5			長寿・障害総合 (40課題)
6			子ども家庭総合 (5課題)
7	Ш	疾病•障害対策研究分野	第3次対がん総合戦略(55課題)
8	Ш	<del>次州• 障害</del> 对泉圳九万到	生活習慣病・難治性疾患克服総合(176課題)
9			感染症対策総合(40課題)
10			こころの健康科学 (20課題)
11			地域医療基盤開発推進(40課題)
12	IV	健康安全確保総合研究分野	労働安全衛生総合(4課題)
13	1 /	医尿 女 土唯 木松 古 切 九 万 到	食品医薬品等リスク分析 (68課題)
14			健康安全・危機管理対策総合(19課題)

<sup>(</sup>注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu\_news/s-news/43624\_2.html)の表13-4-(12)参照。

# 政策体系 (厚生労働省)

※ この政策体系は、平成22年度における評価に係るもの

安心・安全な職場づくりを推進すること(基本目標Ⅲ施策中目標

### 厚生労働省の使命

て生涯を送ることがることをその使命と	できるよう、社会保障政策・労働政策を通じて、将来にわたる国民生活の質の向上と社会経済の発展に寄与すする。
基本目標	施策大目標施策中目標
I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の	1 地域において必要な医療を
健康づくりを推 進すること	2 必要な医療従事者を確保す 1 今後の医療需要に見合った医療従事者の確保を図ること
	るとともに、資質の向上を図
	ること
	3 利用者の視点に立った、効 1 医療情報化の体制整備の普及を推進すること
	率的で安心かつ質の高い医療 サービスの提供を促進するこ 2 総合的な医療安全確保対策の推進を図ること
	\(\frac{1}{2}\)
	4 国が医療政策として担うべ 1 政策医療を向上・均てん化させること
	き医療(政策医療)を推進す   ること   ること
	5 感染症など健康を脅かす疾 1 感染症の発生・まん延の防止を図ること
	病を予防・防止するととも に、感染者等に必要な医療等 を確保すること 2 治療方法が確立していない特殊の疾病等の予防・治療等を充実さ せること
	■ 4 原子爆弾被爆者等を援護すること
	6 品質・有効性・安全性の高
	2 医薬品等の品質確保の徹底を図るとともに、医薬品等の安全対策 等を推進すること
	3 医薬品の適正使用を推進すること
	7 安全で安心な血液製剤を安 1 健康な献血者の確保を図り、血液製剤の国内自給、使用適正化を
	8 保健衛生上必要不可欠なワ 1 希少疾病ワクチン・抗毒素の国家備蓄を行うとともに、各種ワククチン等の安定供給を確保す チンの需要に応じた安定供給を図ること
	るとともに、緊急時等の供給 体制についても準備をすすめ ること
	9 新医薬品・医療機器の開発 1 新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の 振興を図ること 振興を図ること
	産業等の振興を図ること
	10 全国民に必要な医療を保障 1 適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること
	できる安定的・効率的な医療 保険制度を構築すること 2 生活習慣病対策や長期入院の是正等により中長期的な医療費の適 正化を図ること
	11 妊産婦・児童から高齢者に 至るまでの幅広い年齢層にお いて、地域・職場などの様々
	な場所で、国民的な健康づく りを推進すること 2 生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図るとともに、がん による死亡者の減少を図ること

2-1を参照)

3

	→ 4 母子保健衛生対策の充実を図ること(基本計画VI施策中目標 5 ー 1 を参照)
	5 高齢者の介護予防・健康づくりを推進するとともに、生きがいづくり及び社会参加を推進すること(基本目標IX施策中目標3-1を参照)
	12 健康危機管理を推進するこ 1 健康危機が発生した際に迅速かつ適切に対応するための体制を整備すること
Ⅱ 安心・快適な 単 生活環境づくり	1 食品等の安全性を確保する 1 食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止すること こと
を衛生的観点から推進すること	2 安全で質が高く災害に強い 1 安全で質が高く災害に強い水道を確保すること 水道を確保すること
	3 麻薬・覚せい剤等の乱用を 防止すること 1 規制されている乱用薬物について、不正流通の遮断及び乱用防止 を推進すること
	4 国民生活を取り巻く化学物 質による人の健康被害を防止 すること
	5 生活衛生の向上・推進を図 1 生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生 の向上、増進を図ること
Ⅲ 労働者が安心 して快適に働く ことができる環	1 労働条件の確保・改善を図 1 労働条件の確保・改善を図ること ること
境を整備すること	2 安全・安心な職場づくりを 1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことがで きる職場づくりを推進すること
	3 労働災害に被災した労働者 等の公正な保護を行うととも に、その社会復帰の促進等を
	図ること 2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること
	4 勤労者生活の充実を図るこ 1 労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策を 推進すること
	│
	□ 5 パートタイム労働者の均衡 待遇の確保を推進するととも に、在宅就業及び家内労働の 適正な就業環境を整備すること(基本目標 VI 施策中目標 1 ー 1 を参照)
	6 安定した労使関係等の形成 を促進すること 1 労使関係が将来にわたり安定的に推移するよう集団的労使関係の ルールの確立及び普及等を図るとともに集団的労使紛争の迅速かつ 適切な解決を図ること
	7 個別労働紛争の解決の促進 1 個別労働紛争の解決の促進を図ること を図ること
	8 労働保険適用徴収業務の適正 1 労働保険適用促進及び労働保険料等の適正徴収を図ること 正かつ円滑な実施を図ること
IV 経済・社会の 変化に伴い多様 な働き方が求め	1 労働力需給のミスマッチの解消を図るために需給調整機 事業等の適正な運営を確保すること
られる労働市場において労働者の職業の安定を	2 雇用機会を創出するととも 1 地域、中小企業、産業の特性に応じ、雇用の創出及び雇用の安定 を図ること
図ること	3 労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること 用の安定・促進を図ること
	4 求職活動中の生活の保障等 1 雇用保険制度の安定的かつ適正な運営及び求職活動を容易にする ための保障等を図ること

V 労働者の職業	1 多様な職業能力開発の機会	1 多様な職業能力開発の機会を確保すること
能力の開発及び	を確保すること	ᆥᄼᄀᅔᅉᇅᆉᆡᇎᇎᅘᄴᇎᆝᄀᅙᅷᄺᄼᆖᆂᅷᅎᄀ
もに、その能力を十分に発揮で	─ 2 働く者の職業生涯を通じた 対続的な職業キャリア形成へ	1 若年者等に対して職業キャリア支援を講ずること
きるような環境 整備をすること	の支援をすること	└── 2 福祉から自立へ向けた職業キャリア形成の支援等をすること
<u> </u>	3 「現場力」の強化と技能の 継承・振興を推進すること	1 技能継承・振興のための施策を推進すること
VI 男女がともに 能力を発揮し、 安心し育子とも を産みをすることなどをづくり	1 男女労働者が多様な個性や 能力を発揮でき、かつ仕事と 家庭の両立ができる雇用環境 及び多様な就業ニーズに対応 した就業環境を整備すること	1 男女労働者が多様な個性や能力を発揮でき、かつ仕事と家庭の両立ができる雇用環境及び多様な就業ニーズに対応した就業環境を整備すること
を推進すること		── 1 地域における子育て支援等施策の推進を図ること
	2 利用者のニーズに対応した 多様な保育サービスなどの子 育て支援事業を提供し、子ど	2 児童の健全な育成及び資質の向上に必要なサービスを提供すること
	もの健全な育ちを支援する社会を実現すること	3 保育所の受入児童数を拡大するとともに、多様なニーズに対応できる保育サービスを確保すること
	3 子育て家庭の生活の安定を 図ること	1 子育て家庭の生活の安定を図ること
-	4 児童虐待や配偶者による暴	1 児童虐待や配偶者による暴力等への支援体制の充実を図ること
	カ等の発生予防から保護・自 立支援までの切れ目のない支 援体制を整備すること	
	5 母子保健衛生対策の充実を 図ること	1 母子保健衛生対策の充実を図ること
l	6 総合的な母子家庭等の自立 を図ること	1 母子家庭の母等の自立のための総合的な支援を図ること
Ⅲ 利用者の視点 に立った質の高	一 1 生活困窮者に対し適切に福 祉サービスを提供すること	1 生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供すること
い福祉サービスの提供等を図ること	2 地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援 護者の福祉の向上を図ること	1 地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること
	3 災害時の被災者等に対し適	1 災害に際し応急的な支援を実施すること
	切に福祉サービスを提供すること	
	4 福祉サービスを支える人材 養成、利用者保護等の基盤整 備を図ること	1 社会福祉に関する事業に従事する人材の養成確保を推進すること 等により、より質の高い福祉サービスを提供すること
L		1 戦傷病者、戦没者遺族等に対して、援護年金の支給、療養の給付 等の援護を行うこと
	もに、旧陸海軍の残務を整理すること	2 戦没者の遺骨の収集等を行うことにより、戦没者遺族を慰藉すること
		→ 3 中国残留邦人等の円滑な帰国を促進するとともに、永住帰国者の 自立を支援すること
		4 旧陸海軍に関する人事資料を適切に整備保管すること及び旧陸海軍に関する恩給請求書を適切に進達すること
<ul><li>で書のある人</li><li>も障害のない人</li><li>も地域でともに</li></ul>	1 必要な保健福祉サービスが 的確に提供される体制を整備 し、障害者の地域における生	1 障害者の地域における生活を支援するため、障害者の生活の場、 働く場や地域における支援体制を整備すること
生活し、活動す る社会づくりを 推進すること	活を支援すること	□ 2 障害者の雇用を促進すること(基本目標IV施策目標3-1を参照)

老後生活の経済的自立の基 国民に信頼される公的年金制度の構築 高齢者ができ 礎となる所得保障の充実を図 る限り自立し、 公的年金制度の信頼を確保するため、適正な事務運営を図ること 2 ること 生きがいを持ち 、安心して暮ら 3 企業年金等の健全な育成を図ること せる社会づくり を推進すること 4 企業年金等の適正な運営を図ること 高齢者の雇用就業を促進す ること(基本目標Ⅳ施策中目 標3-1を参照) 高齢者の健康づくり・生き 高齢者の介護予防・健康づくりを推進するとともに、生きがいづ がいづくりを推進するととも くり及び社会参加を推進すること に、介護保険制度の適切な 運営等を通じて、介護を必 介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり 要とする高齢者への支援 介護サービス基盤の整備を図ること を図ること 国際機関の活動へ参画・協力し、国際社会に貢献すること 国際社会への参画・貢献を 国際化時代に 行うこと ふさわしい厚生 二国間等の国際協力を推進すること 労働行政を推 国際化に対応した施策を推 進すること 感染症の発生・まん延の防止を図ること(基本目標 I 施策中目標 進すること (再掲) 5-1、基本目標 I 施策中目標 8-1を参照) 食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止すること(基 本目標Ⅱ施策中目標1-1を参照) 国民に信頼させる公的年金制度の構築(基本計画区施策中目標 1-1を参照) 外国人労働者対策を推進すること(基本目標Ⅳ施策中目標3-1 を参照) 国立試験研究機関の適正か 国立試験研究機関の適正かつ効果的な運営を確保すること ΧI 国民生活の つ効果的な運営を確保するこ 向上に関わる 科学技術の振 興を図ること 1 厚生労働科学研究事業の適正かつ効果的な実施を確保すること 研究を支援する体制を整備 すること 厚生労働分野の研究開発を 感染症の発生・まん延の防止を図るための研究開発を推進する 推進すること(※再掲) こと(基本目標 I 施策中目標 5 - 1 を参照) 治療方法が確立していない特殊の疾病等の予防・治療等の研究開 発を推進すること(基本目標 I 施策中目標 5 - 2 を参照) バイオ技術、ナノ技術等の先端技術を活用し、画期的な医薬品、 医療機器等の研究開発を推進すること(基本目標 I 施策中目標 9 -1参照) 生活習慣等の改善等により健康寿命の延伸等を図る研究開発を推 進すること(基本目標 I 施策中目標11-2を参照)

※再掲:基本目標XI施策中目標3-1~5は、研究開発のうち主なものを列挙したものである。

食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止するための研

究開発を推進すること(基本目標Ⅱ施策中目標1-1を参照)

電子政府推進計画を推進す 行政分野へのIT(情報通信技術)の活用とこれに併せた業務や X I 国民生活の ること 制度の見直しにより、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効 利便性の向上 率化を図ること に関わるIT 化を推進する 医療・健康・介護・福祉分 医療情報化インフラの普及のための取組みを推進すること こと 野の情報化を推進すること (基本目標 I 施策中目標 3 - 1 を参照) (再掲) レセプトオンライン化のための取組みを推進すること (基本目標 I 施策中目標10-1を参照) 介護・福祉分野における情報化の取組みを推進すること (基本目標区施策中目標3-2を参照)

3 その他の政策分野における 情報化を推進すること(再 掲)

- 1 仕事と生活の調和を図るための情報化の取組みを推進すること(基本目標Ⅲ施策中目標4-1を参照)
- 2 求人・求職情報への円滑なアクセスを図るための情報化の取組み を推進すること(基本目標IV施策中目標1-1を参照)
- 3 女性の再就職・再就業支援のための情報化の取組みを推進すること(基本目標Ⅵ施策中目標1-1を参照)

## (注) 政策ごとの予算との対応については、厚生労働省ホームページ

(http://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/other/seisaku09/dl/seisaku09\_02a.pdf)参照